

【1982年9月18日】薬価算定方式等に関する中央社会保険医療協議会答申

中央社会保険医療協議会

薬価算定方式等に関する中央社会保険医療協議会答申

(昭和57年9月18日圓城寺二郎会長より森下元晴厚生大臣宛)

昭和56年9月26日厚生大臣より意見を求められた薬価算定方式等の検討について、本協議会の意見は下記のとおりである。

なお、医薬品については、現在の薬価基準制度の下において、薬価基準と極端に乖離した価格での販売・購入、価格の大幅なばらつき等その流通、販売に相当混乱が見られ、その改善が薬価問題の適正化を図るうえで不可欠である。このため、今回の答申に盛られた薬価基準制度の改善と併せて、行政庁、関係者により医薬品流通の適正化のため一層の努力が行われるよう強く望む処である。

第1. 薬価算定のあり方の基本は、市場において形成された実勢価格が薬価基準に迅速、適切に反映されることにあり、そのためには次の点が基本的に重要である。

- (1) 薬価調査を厳正に行い、市場における実勢価格を的確に把握する。
- (2) 現行90%パルクライン方式には、販売面での対応が行われ易く、価格がばらつく傾向をもつという欠点があるため、この点は是正するとともに、医薬品の市場状況に応じた算定方式とする。
- (3) 実勢価格を薬価基準に迅速に反映させる。このため、薬価基準の改定は、毎年1回行うこととし、薬価基準と実勢価格との乖離の大きい品目、分野を中心に改定を行う。また、薬価基準全体の見直しを少なくとも3年に1回行う。
- (4) 薬価算定方式及び薬価調査方法については、今後の推移等によっては更に必要な改善を図ってゆくこととする。

第2. 第1.の基本的な考え方にに基づき、薬価算定方式については、医薬品の市場状況に応じて類型化し、当面、次の方式による。

- (1) 毎年の改定は、薬価基準価格と全包装による加重平均値との乖離の大きい品目、分野を中心に、次により行う。

取引件数の多い品目については、高価格の数量部分10%をカットオフのうえ現行方式により算定する。ただし、価格のばらつきの小さいものについては、10%カットオフを適用せず算定する。

取引件数の少ない品目については、同種同効品の改定率を用いて算定するが、必要に応じ、加重平均値等を参考として個別に調整を行う。

採算割れの品目等で医療上欠くことのできないものについては、安定供給の確保の観点から必要な調整を行う。

相場品目については、直近の相当期間の市場相場価格の動向をもとに改定する。

その他

ア．薬価基準価格と加重平均値との乖離の小さい品目については、販売数量など取引条件の相違等から生ずる価格差等を考慮し、所要の措置を講ずる。

イ．基準包装に係るいわゆる 2 倍の法則については、これを廃止し、全包装の薬価を反映させる考え方で早急に検討すべきである。これに併せて、小包装の供給を確保する方策を講ずる。

(2) 全体の見直しは、(1) から までの算定方式によるほか、薬価基準全体のバランスからみて必要な調整を行う。また、医療上の必要性、使用状況等について見直しを行う。

第 3． 薬価調査については、調査体制の充実、調査方薬の改善等を図り、常時実勢価格の的確な把握に努める。

(1) 常時調査が可能なように調査体制の充実を図る。

(2) 調査の 1 月間完全実施、調査客体からのトンネル卸の排除などを行い、実勢価格の適正な把握に努めるとともに、迅速な調査の実施を図る。

第 4． 新医薬品の薬価算定については、「新医薬品の薬価算定に関する懇談会報告」(昭和 57 年 7 月 8 日)に基づき、適正に行う。

第 5． 医療用医薬品の流通については、「医薬品流通対策研究会報告」(昭和 57 年 6 月 7 日)をふまえ、今後より一層の改善に努める。